

第 2 1 回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 議事要旨

日時 平成 2 6 年 8 月 2 9 日（金） 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 4 5

場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

出席者 委 員：板倉委員 小野委員 小池委員 小林委員
鈴木委員 名塚委員（議長） 西田委員 西村委員
蓑島委員（副委員長） 山崎委員（委員長）
（欠席：川内委員 川村委員 平間委員）

事務局 総合政策部 浅見部長

都市経営課 熊谷課長補佐 山本課長補佐 河面主査 坂井主事

傍聴人 1 名

1. 開会

2. 議事

- ・ 名塚議長より、出席委員数が設置要綱の定足数を満たしており、会議が成立する旨の報告がなされた。

（1）前文（たたき台）について

- ・ 事務局より、資料 1 に基づき前文（たたき台）の修正案について、説明があった。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされたが、委員からは意見が出ず、異議なしとなった。

（2）条例の名称について

- ・ 事務局より、資料 2 に基づき、第 2 0 回検討委員会が出された条例の名称についての委員意見について説明があった。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされた。

【事務局説明に対する委員長補足】

(○：委員発言 ◎：委員長発言 ■：議長発言 ●：事務局発言)

- ◎ 今回、「自治」と「まちづくり」の用語について改めて整理し直してみたが、結論は「どちらでもありうる」となった。両者とも学術的な定義は存在せず、出発点と拡張の方向が異なるのみ。

参考になる用語を考えてみると、「住民自治」とは、自治体の運営を住民の意思に基づいて行うことを指す。二元代表制に加えて、今日では参加や協働といった概念も含まれる。釧路市の「市民と協働するまちづくり推進指針」では、「自助、共助、公助」をこの「住民自治」の構成要素としている。

旧来の地方自治法上の解釈では、狭い意味でとらえられる傾向がある「住民自治」の概念を、今日の実態に即して広げて理解するために、自治基本条例を制定する意味がある。さきほどの「市民と協働するまちづくり推進指針」に即して考えると、公助だけでなく、自助、共助の部分にまで広げて考えていくということに繋がる。

具体的な他都市の事例を見てみると、ニセコ町は「住民自治」を「まちづくり」ととらえて、「まちづくりは自治を基本とする」としているが、用語の定義は行っていない。広い概念であり、時代とともに変化する可能性があるため条例で定義する必要性が低いと考えたようだ。

また、佐賀市は、原案が「佐賀市自治基本条例」であったのを、「佐賀市まちづくり自治基本条例」に変更している。わかりやすさ・親しみやすさを表すとともに、「自治」の表現も残すことで、自治の理念を浸透させるという狙いがある。

さらに、姫路市では「まちづくりと自治の条例」と名付けて、「まちづくり」と「市政」をそれぞれわかりやすく整理している。

【意見交換】

- 「自治」でも良いかもしれないがやはり難しい印象を受ける。私は「まちづくり」でいきたい。
- この条例で、正式名称と愛称を使い分けている例はあるのか。
- 「蕨市市民参画と協働を推進する条例」は、「みんなで創るわらび推進条例」という愛称を用いている。自治基本条例ということであれば「越谷市自治基本条例」は、「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」とのキ

ヤッチフレーズをつけて運用している。

- 名称については、次回事務局から方向性を出したい。

（３）条例素案（案）について

- ・ 事務局より、資料３－１，３－２，３－３に基づき、条例素案（案）について説明があった。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされた。

【事務局説明に対する委員長補足】

- ◎ 資料３－３で事務局がまとめたポイント以外で補足すると、本文を「ですます」調にすべきかどうか有一点。もう一点は、各条項の語尾、具体的には「努めるものとする」と「努めなければならない」の違いについて、どのように整理するかご意見をいただきたい。

【意見交換】

- 条例本文が「ですます」調になるのは違和感がある。ただ「前文」は、市民のみなさんに特に読んでいただきたいという意味で「ですます」調でも良いと思う。
- 「市民および市」が主語になっている項目が四つある。それぞれ語尾は「ならない」と「するものとする」と使い分けているが、責務の重さで整理したという理解でよいか。
- そのとおり。
- 第１４条の情報公開について、公文書の「開示等」を「公開」に変えているが、「等」の部分があまり好ましくないから変えたという理解でよいか。
- それが一点。もう一点は釧路市情報公開条例の「公文書の公開」という表現に統一したもの。
- 「公文書の公開」の後に「情報の公開」があって、「公開」が二回重なっているので、少し違和感があった。内容が重複しているような気がする。

少し整理が必要ではないか。

- 「必要な措置を講じる」というのは具体的にはどういうことを指すのか。
- 例えば、市民の皆さんから公開請求があった場合の、公開の手続きを定めること等を指している。
- 「公文書の公開」と「情報の公開」では指す内容に違いはあるのか。
指す内容が異なるのであれば、「公開」が二つ続いても問題ないと思うが。
- ◎ 例えば、検討委員会の議事要旨の公開は、「情報の公開」になるのか。
- この点は、事務局で釧路市情報公開条例における使い方を確認して、調整をさせていただきたい。
- 「コミュニティ」について「市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする」とあるが、ここは「市民が育てるように努める」とするべきではないか。「市民自らが守って、自分たちが育てていく」という気持ちのほうを理解できる。市の役割は3項で明記されているので、市民に関して1項、市に関して1項という記載で良いのではないか。
- 第3項の「市は、支援するよう努めなければならない」は財政支援を始めとする具体的な行動を表現している。第1項の「守り・育てる」には、精神的なもの、町内会を大切なものと受け止めるという意味を込めている。
- これまでの検討の中で「町内会を育成するという観点で、現在活動している人が勇気を持てるような表現を盛り込んでほしい」というご意見があってこのような表現になっているが、育成するのは市だけではなく、市民の方々自らも自分たちが参加している町内会を育てていくという意味合いもあるのではないかと考えている。
- コミュニティの重要性と守っていくことは理解している。ただそれは市民一人ひとりが行うことで、「市が育てる」となると、具体的にどのような行動を指すのかがよくわからない。第3項の「支援」との違いはなにか。
- ここはあまり深く考えなくてもよいのではないか。1項は「市民及び市」が主語なので、行政と市民が協同で共同体を守る。なおかつ、隣近所なり

地域の広がりの中で連帯していく。これは、行政と市民それぞれの責務だと思う。２項は、市民が主体なるということ、３項は市からの色々な支援という形でとらえれば、さほど違和感はないと思う。

○ 「守り・育てる」という言葉があるからこそ、２項、３項が生きてくると思う。現在、活動している人が勇気を持てる、精神性を１項で表していると捉えれば良いと思う。

○ 災害に対する条項がないのはいかななものか。釧路は災害に見舞われる可能性が高い中で危機管理に関する条項を持つべきでは。

前回、この点を質問したところ、事務局から検討希望が少なかったとの回答であったが、「検討が必要」という回答も１件あったと思う。委員長はどのように考えるか。

◎ まちづくりという一見抽象的な言葉の中に、防災活動も入っていると読み込んでいただけると良いと思う。そのためには共助が大切で、それを支えるのが、市、市民、議会の役割であって、そのための権利と責務を規定した条例である。

むしろ、今後、この条例を紹介していく時に、わかりやすい具体的な事例として最優先で出てくるべきなのが防災活動だろう。それによって市民の皆さんにこの条例の意味を理解していただくために使うのが良いと思う。

具体例には他にも、お祭りや福祉の取組等様々あるが、今回の条例はそれを「まちづくり」と大きく整理をしていると理解し、運用していくと良いのではないかな。

○ 主語が「市長は」と「市長等は」の使い分けはもう少し整理が必要ではないか。市長部局以外も係る箇所が「市長は」となってしまう気がする。

■ 予算執行の権限は市長が持つ者なので、それについては「市長」、それ以外は「市長等」と整理する方法もあるかもしれない。この点は次回以降整理させていただきたい。

3. その他

- ・ 事務局より、資料４－１，４－２に基づき、スケジュールの変更について提案があり、異議なく了承された。

4. 閉会

- ・ 事務局より、第２２回検討委員会を１０月６日(月)に行う旨の報告があった後、閉会となった。